

**西地区熱回収施設整備・運営事業
要求水準書**

第Ⅱ編 運営業務編

平成 30 年 7 月 17 日

(平成 30 年 10 月 23 日修正)

大崎地域広域行政事務組合

《目 次》

第1章 総則	4
第1節 事業概要	4
第2節 計画主要目	6
第3節 一般事項	7
第4節 運営業務条件	12
第2章 運営体制	14
第1節 業務実施体制	14
第2節 有資格者の配置	14
第3節 連絡体制	15
第3章 運営準備業務	16
第1節 運営準備業務実施計画書の作成等	16
第2節 試運転及び教育訓練	16
第4章 運転管理業務	17
第1節 本施設の運転管理	17
第2節 受付・計量業務	17
第3節 搬入管理	18
第4節 適正処理・適正運転	18
第5節 運転管理体制	19
第6節 用役の管理	19
第7節 運転計画の作成	19
第8節 運転管理記録の作成	19
第9節 処理生成物の搬出	19
第10節 性能試験の実施	19
第5章 維持管理業務	21
第1節 本施設の維持管理業務	21
第2節 保守管理	21
第3節 修繕工事	22
第4節 清掃	24
第5節 維持管理マニュアル	25
第6節 精密機能検査	25
第7節 長寿命化総合計画の運用	25
第6章 測定管理業務	26
第1節 本施設の測定管理業務	26
第2節 測定管理マニュアル	26
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	27

第7章 防災管理業務	30
第1節 本施設の防災管理業務	30
第2節 二次災害の防止	30
第3節 緊急対応マニュアルの作成	30
第4節 自主防災組織の整備	30
第5節 防災訓練の実施	30
第6節 事故報告書の作成	30
第8章 関連業務	31
第1節 本施設の関連業務	31
第2節 植栽管理	31
第3節 施設警備・防犯	31
第4節 見学者対応	31
第5節 組合関連施設への電力供給	31
第6節 近隣対応	31
第7節 積雪対策	32
第8節 ホームページの開設及び運営	32
第9章 情報管理業務	33
第1節 本施設の情報管理業務	33
第2節 運営体制	33
第3節 運営マニュアル	33
第4節 運転	33
第5節 保守管理	34
第6節 補修工事	34
第7節 更新工事	34
第8節 保全工事	34
第9節 作業環境管理	34
第10節 清掃実施	35
第11節 測定管理	35
第12節 防災管理	35
第13節 事業継続計画	35
第14節 関連業務実施	35
第15節 施設情報管理	36
第16節 業務完了報告	36
第17節 その他管理記録報告	36

用語の定義

西地区熱回収施設整備及び運営事業要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 組 合： 大崎地域広域行政事務組合をいう。
- 構 成 市 町： 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町をいう。
- 本 事 業： 西地区熱回収施設整備・運営事業をいう。
- 本 施 設： 本事業において設計・建設され、運営される西地区熱回収施設をいい、工場棟（管理諸室を含む）、計量棟（仮設計量棟を含む）のほか、洗車棟、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備、新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターへの給電のために設置する自営線及び建築物及びその付帯設備を含めていう。
- 仮 設 施 設： 本事業において、大崎広域中央クリーンセンター解体・撤去期間中におけるごみの搬入出及び計量を行うために整備する仮設搬入出路、仮設計量機及びその付帯設備を含めていう。
- 本 工 事： 本施設の設計・建設工事、大崎広域中央クリーンセンターの解体・撤去工事業務及び仮設施設の設計・建設工事をいう。
- プ ラ ン ト： 本施設のうち処理対象物の焼却処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
- 建 築 物 等： 本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- D B O 方 式： Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
- 建 設 事 業 者： 本工事を行う事業者をいう。
- 運 営 事 業 者： 本施設及び仮設施設の運営業務を行う事業者をいう。
- 従 業 者： 本施設及び仮設施設を運営する者（運転要員を含む）をいう。

事業実施区域： 全体稼働後、運營業務を実施する敷地をいう。

運營業務委託契約： 本事業における運營業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運營業務委託者が締結する契約をいう。

処理不適物： 組合では受け入れないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。

混載ごみ： 施設の処理対象物（燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、粗大・不燃ごみからの可燃残さ）が混載された状態で搬入される場合の状況を指す。

第1章 総則

西地区熱回収施設整備・運営事業 要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）（以下「本要求水準書」という。）は、大崎地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）が発注する「西地区熱回収施設整備・運営事業」の運営業務に関し、組合が要求する最低限の水準を示すものである。

第1節 事業概要

1. 一般概要

平成23～27年度の期間における組合圏域（構成市町：大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町）におけるごみ総排出量（集団回収量を含む）は、約71千t／年で概ね横ばいで推移している。しかし、10年前の平成18年度と比較すると約5%減少しており、長期的に見れば総ごみ量は減少傾向にあるといえる。ごみ総排出量に占める割合は、家庭ごみが約75%、事業系ごみが約25%となっている。また、1人1日あたりのごみ排出量は平成27年度で932g／人日であり、推移としては総ごみ量と同様、概ね横ばいの傾向を続けている。

このような背景に加え、国・県の上位計画の変更も受けて、組合は平成29年2月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定している。その中で、組合圏域におけるごみ焼却施設は2施設とし、東部クリーンセンターは平成21年度の西部加美クリーンセンター休止前程度の処分分担率で運転し、余剰分は西地区熱回収施設にて処理（供用開始は平成34年4月を目処）し、施設規模は140t／24hとしている。

宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地地内に新たに整備する熱回収施設とリサイクル施設については、以下の基本方針に基づき施設整備を進める。

(1) 周辺環境に配慮した施設

熱回収施設については、既存施設の規模拡大であるが、現在の施設よりも周辺環境への負荷を軽減する。

(2) 安全性、安定性に優れた施設

整備する施設は、大崎広域圏の生活環境を守る廃棄物処理の中心施設となるので、日々排出されるごみを保管、適正処理し、災害時にも速やかに復旧できる安定した施設とする。また、排出ガスや焼却灰に含まれるダイオキシン類等の有害物質の処理が確実、安定的に出来る安全な施設とする。

江合川に隣接しているので、水害を考慮した施設とする。

地震等の自然災害に強く、災害時の安全な停止・復旧のできる施設とする。

(3) 住民に信頼される施設

①住民の環境問題、廃棄物問題の学習拠点となる啓発施設。

②災害時に避難場所として活用可能な施設。

③住民の代表との定期的な意見交換の場として協議会を設け、住民の不安、不満を把握し、その解決を図る。

④施設運営等に関しては、自主規制値を設け、地域協定を締結する。

(4) 資源循環に優れた施設

リサイクル施設は回収資源の純度、回収率向上を図り、資源化率の向上と最終処分量の削減を図る。

熱回収施設で発生する熱エネルギーを最大限有効に活用するため、効率的な発電等設備を設ける。

(5) 経済性に優れた施設

施設の建設、維持管理にかかる経費は基本的に住民の税金であり、住民の負担の少ない経済性に優れた設備、運営方式を導入する。

※下線部の表記については、新リサイクルセンターに必要機能を確保している。

2. 基本事項

第I編「第1章 第1節 2. 基本事項」参照

3. 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 測定管理業務
- 4) 防災管理業務
- 5) 関連業務
- 6) 情報管理業務

4. 組合の業務範囲

- 1) 本施設への処理対象物の搬入
- 2) 焼却主灰の搬出及び資源化
- 3) 飛灰処理物及び処理不適物の搬出及び処分
- 4) 近隣対応
- 5) 行政視察対応
- 6) 運営モニタリング

5. 本施設の概要

本施設の概要をまとめると表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 本施設の概要

施設名称	概 要	
工場棟	①処理対象物	① 可燃ごみ ② 可燃性粗大ごみ ③ 粗大・不燃ごみからの可燃残さ ④ し尿脱水汚泥
	②炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
	③施設規模	140 t/24h (70 t/24h×2 炉)
計量棟	①形式	ロードセル式 (4 点支持式)
	②数量	3 基 (入口用 2 基、出口用 1 基)
その他 関連施設等	管理諸室、洗車棟、計量棟、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、構内案内板、 外灯、植栽、その他	

6. 運營業務期間

本事業における運營業務期間 (以下「本業務期間」という。) は、平成 34 年 4 月 1 日から平成 54 年 3 月 31 日までの約 20 年とする。ただし、運営事業者は組合が本施設を約 30 年以上使用する計画であることを前提として運營業務を行うものとする。

第 2 節 計画主要目

1. 計画年間処理量

第 I 編「第 1 章 第 2 節 1. 処理能力」参照

2. 計画ごみ質

第 I 編「第 1 章 第 2 節 2. 計画ごみ質」参照

3. ごみの搬入出

第 I 編「第 1 章 第 2 節 3. ごみの搬入出」参照

4. 余熱利用計画

第 I 編「第 1 章 第 2 節 5. 余熱利用計画」参照

5. 公害防止基準

第 I 編「第 1 章 第 3 節 1. 公害防止基準」参照

6. 処理生成物の基準

第I編「第1章 第2節 7. 処理生成物の基準」参照

7. 敷地周辺設備

第I編「第1章 第1節 5. 6) 敷地周辺設備」参照

8. 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 一般事項

1. 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。

表 1-2 関係法令等例示

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壌汚染対策法 ● 都市計画法 ● 森林法 ● 河川法 ● 景観法 ● 宅地造成等規制法 ● 道路法 ● 道路構造令 ● 駐車場法 ● 農地法 ● 建設業法 ● 建築士法 ● 建築基準法 ● 消防法 ● 航空法 ● 労働基準法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ● 水道法 ● 浄化槽法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法 ● 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 ● ボイラ構造規格 ● 圧力容器構造規格 ● クレーン構造規格 ● 内線規程 ● 日本工業規格(JIS) ● 電気規格調査会標準規格(JEC) ● 日本電機工業会標準規格(JEM) ● 日本電線工業会標準規格(JCS) ● 日本照明器具工業会規格(JIL) ● 日本油圧工業会規格(JOHS) ● 日本農林規格(JAS) ● ごみ処理施設性能指針 ● 建設産業における生産システム合理化指針 ● 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 ● 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル ● 石綿含有廃棄物処理マニュアル ● 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 ● 建築物の解体等工事における石綿粉じんのばく露防止マニュアル ● 石綿障害予防規則 ● 建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針 ● ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別処置法 ● 放射性物質汚染対処特措法 ● 国土交通省公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) ● ごみ処理施設整備の計画設計要領 ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● 宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例 ● 宮城県建築基準条例 ● その他諸法令、規格等
--	---

3. 生活環境影響調査の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる生活環境影響調査の結果を遵守すること。また、組合が実施する調査または運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、組合が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

6. 官公署等申請への協力

運営事業者は、組合が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任により行うこと。

7. 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を組合に報告し、その指示に基づき対応すること。

8. 組合への報告

- 1) 運営事業者は、組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- 2) 定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 1.1. 緊急時対応」に基づくこと。

9. 組合が実施する運営モニタリングへの協力

運営事業者は、組合が実施する運営全般に対するモニタリングに全面的に協力すること。また、この運営モニタリングにおいて、組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は組合が運営モニタリングを実施する場合、必要に応じて本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

10. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について」（平成26年1月10日付け基発第0110第1号）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等組合が

定める者の同席を要すること。

- 6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について組合に報告すること。
- 11) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 12) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- 13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 1. 緊急時対応

- 1) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。
- 3) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 4) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- 5) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

1 2. 急病等への対応

- 1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品

- 等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
 - 3) 本施設に設置してある AED の維持管理等を定期的実施すること。

1 3. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。

1 4. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)、「大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例」(平成 16 年条例第 6 号)等を遵守し、直接搬入者や従業員等の個人情報の取り扱いには留意すること。

1 5. 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得る。

なお、組合は、本施設の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会を付保する予定である。

1 6. 地域振興

本施設の維持管理・運営にあたっては、構成市町の住民に対する雇用促進のほか、組合圏域内企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

1 7. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針(建設省経構発第 2 号平成 3 年 2 月 5 日)、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱(平成 30 年 4 月 1 日改正)の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。

第4節 運營業務条件

1. 運営

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- 1) 事業契約書
- 2) 要求水準書（第I編 設計・建設工事編）
- 3) 本要求水準書
- 4) 事業提案書
- 5) その他組合の指示するもの

2. 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3. 要求水準書記載事項

- 1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

- 2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4. 契約金額の変更

上記2. 3. の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5. 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を組合に引き渡すこと。組合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

- 1) 組合が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の組合への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- 2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 5) 事業期間終了時に、当初の修繕工事計画を実績と比較し、乖離がある場合は検証を行い、その結果を組合へ報告すること。
- 6) 事業期間終了時に、それまでの修繕工事実績を考慮し見直した長寿命化総合計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を組合へ報告すること。
- 7) 事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- 8) 事業期間終了後10年間は通常の保守管理及び修繕工事に対応できることを前提として、事業期間終了後10年間に全炉停止を14日より多く必要とする修繕工事が不要な状態とすること。
- 9) 次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、組合の承諾を得ること。また、組合は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- 10) 平成53年度（運営開始後20年目）に要求水準書（第I編 設計・建設工事編）第1章第7節に規定している引渡性能試験を実施し、本施設の要求性能を満足していることを引き継ぎの基本的な条件とする。
- 11) その他、本業務終了時における引継ぎ時の詳細条件は、組合と運営事業者の協議によるものとし、平成48年度（運営開始後15年目）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、組合と協議を開始すること。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

- 1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として配置すること。
- 2) 運営事業者は、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- 3) 運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- 4) 運営事業者は、試運転時に必要と認められる場合は、必要な有資格者を試運転時に配置すること。なお、配置する有資格者のうち、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、本工事開始前に選任し電気工作物の施工に必要な工事計画書等各種申請を行うとともに、法定検査を受検もしくは実施すること。

表 2-1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーンの運転
第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者（第 2 種）	ボイラー・タービンの維持及び運用に関する保安の監督
二級ボイラー技士	ボイラーの点検、安全管理
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第3節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

第3章 運営準備業務

第1節 運営体制の構築等

1. 運営体制等の書類作成

運営事業者は、本事業を実施するための運営体制、運営マニュアル、各種計画書及び各種報告書について作成を行い、概ね試運転によるごみ処理を開始する12か月前から組合と協議を開始し、試運転によるごみ処理開始までに組合から承諾を得ること。

2. 運営業務に必要な人員の確保

運営事業者は、運営業務に必要な人員の確保を行うこと。

第2節 試運転及び教育訓練

1. 試運転

運営事業者は、建設事業者と協力して試運転を実施すること。

2. 教育訓練

運営事業者は、建設事業者が試運転時等を実施する、本施設の運転等に関する教育訓練を受けること。

第4章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（第1章 第2節 8. 本施設の要求性能参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。業務期間を通じて発電量及び売電量が多くなるよう努めるとともに、新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターへの給電を実施すること。新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターの契約電力に相当する費用も運営事業者の負担とする。また、本施設から新リサイクルセンター及び桜ノ目衛生センターへの供給電力が、これら施設での消費電力を賄えない場合には、これら施設に必要な買電電力費用も運営事業者の負担とする。

第2節 受付・計量業務

1. 受付管理

- 1) 運営事業者は、計量棟（仮設計量棟を含む）において本施設への搬出入車両の計量、記録、確認、管理を行うこと。
- 2) 受付は、安全かつ効率的に行うこと。
- 3) ごみの計量は、委託収集者、直接搬入者（許可業者、一般持込者）ともに2度計量を基本とすること。
- 4) 委託収集者に対して、出口用計量機での計量時に伝票を発行することを基本とするが、詳細については組合と協議のうえ決定する。
- 5) 直接搬入者に対して、出口用計量機での計量時に料金徴収を行うことを基本とするが、詳細については組合と協議のうえ決定する。
- 6) 運営事業者は、直接搬入者に対して、正しくごみが分別されていることを確認するために、性状、形状、内容等を確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れられないものとし、併せてその旨を速やかに組合へ報告すること。
- 7) 運営事業者は、混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ）毎に個別に計量できるように、小型計量機を納入すること。
- 8) 直接搬入者が、新リサイクルセンターへ搬入されるべきごみを混載して本施設へ搬入してきた場合は、本施設の処理対象物のみを受付・計量し、新リサイクルセンターへ搬入されるべきごみについては新リサイクルセンターへ誘導する対応をとること。
- 9) 運営事業者は、小動物の死骸の受付を行うこと。

2. 計量データの管理

運営事業者は、処理対象物（小動物死骸を含む）、焼却主灰、飛灰処理物などの計量データを記録し、定期的に組合へ報告すること。

3. 案内・指示

運営事業者は、搬入車両に対し、本施設内のルートとごみの降ろし場所について、案内・指示を行うこと。

4. ごみ処分手数料の徴収など

運営事業者は、現金でごみ処分手数料の支払いをする者から、組合が定める金額を組合が定める方法で徴収すること。徴収した料金については、組合が定める方法によって組合の指定金融機関へ引き渡すこと。

5. 受付

- 1) 受付日は、月曜日から金曜日とし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日については受付を行うこと。土曜日、日曜日及び年末年始（12月31日～1月2日）は休業日とする。ただし、地域活動や年末年始と土曜日及び日曜日が連続する場合などにより、組合から要請があった場合や今後変更があった場合は、原則対応すること。
- 2) 利用時間は、原則8時30分から12時00分、13時00分～16時30分とする。ただし、年末年始のごみ量が多い時期、道路事情で収集車が16時30分に間に合わない場合等も柔軟に対応を行うこと。
- 3) 上記1) または2) の対応について、費用の追加が必要な場合には、組合と事業者が協議して決定する。

第3節 搬入管理

- 1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 2) 運営事業者は、一般住民が直接搬入する処理対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- 3) 運営事業者は、月に1回程度展開検査（パッカー車等の中身の検査）を行うこととし、実施にあたっては計画書を策定し、組合の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合の対応には、組合と協議し決定すること。
- 5) 小動物の死骸は、小動物の死骸専焼炉室までの搬入・荷下ろしまでは、搬入者が実施するが、専焼炉への投入または冷凍庫への保管ならびに処理については運営事業者が実施するものとする。

第4節 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、本施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に

処理すること。

- 2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第5節 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に組合に報告すること。

第6節 用役の管理

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- 2) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な燃料及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な燃料及び薬剤等を常に1日平均使用量の7日分以上貯留している状態を保つように管理すること。

第7節 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては組合の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第8節 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等の作成を行うこと。

第9節 処理生成物の搬出

- 1) 組合は、焼却主灰を資源化業者へ運搬する予定である。焼却主灰を搬出する際に、車両への積み込み、計量等の作業は、運営事業者が実施すること。
- 2) 組合は、飛灰処理物を大崎広域大日向クリーンパークへ運搬する予定である。飛灰処理物を搬出する際に、車両への積み込み、計量等の作業は運営事業者が実施すること。

第10節 性能試験の実施

- 1) 運営事業者は、第 I 編「第 1 章第 7 節 性能保証」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施すること。

第5章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1. 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、運営期間を通じた計画書を作成し、運営業務開始までに組合の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分も作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表 4-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 4) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 5) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- 6) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 4-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
ボイラー	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 2 年に 1 回以上
タービン	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 4 年に 1 回以上
電気設備	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	年次点検 月次点検
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査	第 34 条 荷重試験等 第 35 条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満～2 年以内に 1 回以上
	建築基準法	第 12 条	1 年に 1 回以上
第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1 月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 88 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
計量器	計量法	第 21 条 定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法 施行規則 第 31 条の 6 点検の内容及び方法		外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2. 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3. 保守管理計画書の報告

- 1) 保守管理実施結果報告書を作成し組合へ報告すること。
- 2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善またはより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1. 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器または低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させる補修または部分的な交換を指す。

1) 補修工事計画書の作成

- ① 運営事業者は、表 4-2 を参考に補修工事計画書を作成すること。
- ② 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- ③ 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。
- ④ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。
- ⑤ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

表 4-2 補修工事の分類 (参考)

作業区分		概要	設備・機器 (例)	
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの (予備系列に切り替えて保全できるものを含む)。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3) 補修工事実施の報告

- ① 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- ③ 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

2. 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器または装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

1) 更新工事計画書の作成

- ① 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- ② 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。
- ③ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。
- ④ 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

3) 更新工事実施の報告

- ① 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- ③ 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

3. 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。

第4節 清掃

運営事業者は、運営期間を通じ、本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、清掃計画書を作成し、組合の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を組合へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- 1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。精密機能検査は、第三者機関に委託すること。
- 2) 1年に1回以上の頻度で機能検査を実施し、その結果を組合へ報告すること。
- 3) 精密機能検査及び機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の運用

- 1) 運営事業者は、建設事業者が作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。
- 2) 運営事業者は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき必要に応じて長寿命化総合計画を更新し、その都度、組合の承諾を得ること。

第6章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。なお、作成にあたっては表 5-1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び組合が合意した場合、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第3者機関とすること。

表 5-1 業務期間中の測定項目

項 目		頻 度
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月
燃焼室温度	炉出口温度	常 時
排ガス	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、一酸化炭素、水銀、放射性セシウム	4回/年 (各炉)
排ガス (連続測定)	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素	常 時
排水	有害物質 28 項目	4回/年
騒音	騒音レベル【事業実施区域境界 4 箇所】(デシベル)	4回/年
振動	振動レベル【事業実施区域境界 4 箇所】(デシベル)	4回/年
悪臭	臭気指数【事業実施区域境界 4 箇所、排出口、排水】	4回/年
焼却主灰	熱灼減量	1回/月
	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、PCB の溶出量	1回/月
	ダイオキシン類含有量	1回/月
	放射性セシウムの濃度	1回/月
飛灰処理物	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、PCB の溶出量	1回/月
	ダイオキシン類含有量	1回/月
	放射性セシウムの濃度	1回/月
作業環境	ダイオキシン類濃度	4回/年
	二硫化炭素濃度	4回/年

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1. 要監視基準と停止基準

1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類、水銀、放射性セシウムとする。

3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 5-2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 5-2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]		1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物 [ppm]			50	
	塩化水素 [ppm]			100	
	窒素酸化物 [ppm]			75	
	一酸化炭素 [ppm]			30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]		—	0.1	定期バッチ測定データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	水銀 [μg/m ³ N]		—	30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに ^{注1)} 3回以上の追加測定を実施する。この4回以上の測定結果の平均値 ^{注2)} が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	放射性セシウム [-] ^{注3)}			1	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、当該月を含む3カ月間の平均濃度が1を超えていないか確認する。この値が基準値を逸脱していた場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

注1) 基準値の1.5倍を超過していた場合は測定結果が得られた後30日以内に、それ以外は60日以内に実施。

注2) 計4回以上の測定結果のうち、最大値および最小値を除くすべての測定結果の平均値とする。

注3) 134CSの濃度(Bq/m³)/20(Bq/m³) + 137CSの濃度(Bq/m³)/30(Bq/m³)の値で判断する。

2. 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- 2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（組合による承諾）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- 5) 改善作業完了後の運転データの確認（組合による確認）
- 6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3. 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 停止レベルに至った原因の解明
- 2) 復旧計画の策定（組合による承諾）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- 5) 復旧のための試運転の開始
- 6) 運転データの確認（組合による確認）
- 7) 本施設の使用再開

第7章 防災管理業務

第1節 本施設の防災管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

第6節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第8章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第3節 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 3) 運営事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第4節 見学者対応

- 1) 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察については組合が対応するので、運営事業者は組合に協力すること。
- 2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、住民、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- 3) 見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 4) 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については組合と協議し、決定すること。
- 5) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

第5節 組合関連施設への電力供給

- 1) 運営事業者は、(仮称)大崎広域新リサイクルセンター(以下「新リサイクルセンター」という。)及び桜ノ目衛生センター(し尿処理施設)(以下「衛生センター」という。)への電力供給を行うこと。
- 2) 新リサイクルセンター及び衛生センターの使用電力量は、添付資料-11「組合関連施設の使用電力量(参考)」を参照のこと。

第6節 近隣対応

- 1) 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、近隣の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- 3) 運営事業者は、周辺農地等への光害の影響に配慮すること。

- 4) 運営事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議の上対応すること。

第7節 積雪対策

運営事業者は、工事实施区域及び桜ノ目衛生センター敷地内の積雪対策計画を作成し、構内道路等の積雪対策（融雪設備、除雪等）を実施し、搬入車両に影響がない状況を維持すること。積雪対策は運営業務期間にわたり運営事業者が実施すること。

第8節 ホームページの開設及び運営

運営事業者は、本施設の運転状況を公表するホームページを開設し、運営すること。ホームページで公表するデータや組合ホームページとのリンクなどは組合と協議の上決定すること。

第9章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について組合の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、組合の承諾を得ること。

- ① 安全衛生管理体制
- ② 防災管理体制
- ③ 連絡体制
- ④ 施設警備・防犯体制
- ⑤ 運転管理体制
- ⑥ 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、組合の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、組合と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

運営マニュアルには以下①～⑤のマニュアルに関する内容も含めること。

- ① 運転管理マニュアル
- ② 維持管理マニュアル
- ③ 測定管理実施マニュアル
- ④ 緊急対応マニュアル
- ⑤ その他関連業務マニュアル

第4節 運転

- 1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、ごみ搬入量、処理生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、組合に提出すること。
- 3) 運転管理記録の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。
- 4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理

- 1) 運営事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第8節 保全工事

- 1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第9節 作業環境管理

- 1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

こと。

第10節 清掃実施

- 1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 清掃関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第11節 測定管理

- 1) 運営事業者は、表 5-1～表 5-2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- 3) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、組合へ提出すること。
- 4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第12節 防災管理

- 1) 運営事業者は、防災管理計画書及び防災管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 防災管理関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第13節 事業継続計画

- 1) 運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を策定すること。
- 2) 災害、疫病、システム障害などの緊急事態別に具体的な対応方法、事業継続可否の判断指標を設けること。

第14節 関連業務実施

- 1) 運営事業者は、関連業務実施計画書及び関連業務実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 関連業務関連データは、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。

第15節 施設情報管理

- 1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、組合へ報告すること。
- 4) 運営事業者は、組合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第16節 業務完了報告

- 1) 運営事業者は、上記第4節から第14節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。

第17節 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- 2) 運営事業者は、管理記録報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議の上決定すること。
- 3) 管理記録報告については、法令等で定める年数または組合との協議による年数保管すること。